

社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

〔平成 24 年 4 月 1 日〕
社協規程第 2 号

改正 平成 29 年 4 月 1 日社協規程第 2 号 平成 30 年 1 月 1 日社協規程第 12 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員の種類)

第 2 条 この規程で役員等とは、次の者をいう。

- (1) 本会理事、監事、評議員
- (2) 本会会長が委嘱した各種委員会委員等

(報酬の額及び支給の方法)

第 3 条 報酬は第 2 条に掲げる者に対して支給するものとし、その額及び支給の方法については、別表 1 のとおりとする。

2 定款第 25 条に定める理事及び監事に対し支払われる各年度の一人あたりの報酬の総額は次のとおりとし、これを超えない範囲で別表 1 に定める支給基準により支給する。

- (1) 会長 200,000 円以内
- (2) 副会長 60,000 円以内
- (3) 常務理事 400,000 円以内
- (4) 理事 30,000 円以内
- (5) 監事 60,000 円以内

3 第 1 項の規定にかかわらず、常務理事に公務員（非常勤特別職公務員を除く。）又は本会事務局職員が就任した場合の常務理事への報酬は、これを支給しない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、役員等に公務員（非常勤特別職公務員を除く。）及び本会事務局職員が就任した場合の報酬は、これを支給しない。

(費用弁償)

第 4 条 本会給与規程第 7 条の規定に基づく費用弁償の額は、別表 2 のとおりとする。ただし、町内で開催される理事会、評議員会、監査会、各種委員会等に参加した場合の費用弁償は、これを支給しない。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 年 3 月 29 日制定の社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程は廃止する。

(別表 1)

役員等報酬の基準の額及び支給の方法 (第 3 条関係)

区 分	報酬の基準の額	支給の時期	支給の方法
会長	年額 120,000 円	9 月 60,000 円 3 月 60,000 円	現金または本人が指定した金融機関の口座に振込により支給
副会長	年額 24,000 円	9 月 12,000 円 3 月 12,000 円	
理事 (会長及び副会長を除く。)	理事会等の出席に対し 1 回 2,500 円	理事会等の当日 (振込による場合は理事会開催後 1 か月以内)	
監事	監査会、理事会、評議員会等の出席に対し 1 回 2,500 円	監査会、理事会、評議員会等の当日 (振込による場合は監査会、理事会、評議員会開催後 1 か月以内)	
評議員	評議員会等の出席に対し 1 回 2,500 円	評議員会等の当日 (振込による場合は評議員会開催後 1 か月以内)	
会長が委嘱した各種委員会の委員等	委員会等の出席に対し 1 回 2,000 円	委員会等の当日 (振込による場合は委員会開催後 1 か月以内)	

ただし、年の途中で役員を退任した場合は役員の退任の日まで、または、年の途中から役員となった場合は就任の日からの報酬を月割りで計算した額を支給する。

(別表 2)

役員等の費用弁償支給基準 (第 4 条関係)

役 職 名	費用弁償の額
理事 (会長及び副会長を含む)、評議員、監事	交通費実費相当額
会長が委嘱した各種委員等	交通費実費相当額

